



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
号外第10号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

教育委員会事項

- ◎学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (規則三) 一
- ◎付属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則 (〃 〃 四) 二
- ◎佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則 (〃 〃 五) 二
- ◎非常災害又は特別な事情による佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (〃 〃 六) 七
- ◎佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則 (〃 〃 七) 八
- ◎佐賀県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則 (〃 〃 八) 八
- ◎佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則 (〃 〃 九) 二
- ◎佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (〃 〃 一〇) 二四
- ◎佐賀県市町立学校県費負担教職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (〃 〃 一一) 二四
- ◎佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則 (〃 〃 一二) 二四
- ◎佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則の一部を改正する規則 (〃 〃 一三) 二五
- ◎佐賀県立宇宙科学館条例施行規則 (〃 〃 一四) 二五

○ 教育委員会事項

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員

の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

◎佐賀県教育委員会規則第三号

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第一条 学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則(昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表中 上欄(職員) 下欄(職) を

上欄(職員)	下欄(職)
指導主事	主幹、指導主事

に改め、同表の事務職員の項、技術職

員の項及び社会教育主事の項中「主査」の下に、「副主査」を加え、同表の事務員の項中「守衛」を「主任業務技術員、副主任業務技術員」に改め、同表の技術員の項中「運転技術員」を「主任運転技術員、副主任運転技術員、運転技術員、主任行政技術員、副主任行政技術員」に改める。

(佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則(昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の事務職員の項、技術職員の項及び社会教育主事の項中「主査」の下に、「副主査」を加え、同表の事務員の項中「業務技術員」を「主任業務技術員、副主任業務技術員、業務技術員」に改め、同表の技術員の項中「運転技術員」を「主任運転技術員、副主任運転技術員、運転技術員、主任行政技術員、副主任行政技術員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の上欄に掲げる職員は、別に辞令等により命ぜられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の下欄に掲げる職に命ぜられたものとする。

行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級の主事又は技師	副主査
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の業務技術員	副主任業務技術員
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の運転技術員	副主任運転技術員
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の行政技術員	副主任行政技術員

付属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

◎佐賀県教育委員会規則第四号

付属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

付属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

付属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則

第一条中「付属機関」を「附属機関」に改める。

別表中「一〇、二〇〇円」を「九、五〇〇円」に、「行政職八級」を「行政職六級」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

◎佐賀県教育委員会規則第五号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則(昭和四十一年佐賀県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号の次に次の一号を加える。

四 課等の長 教育委員会事務局の課及び教育機関(佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)第二条第七号に規定するかに限る。)の長をいう。

第二条の次に次の二条を加える。

(事務委任)

第二条の二 教育長及び課等の長は、教育財産事務執行区分表(別表第二)に定める教育財産の管理の事務を行うものとする。

(委任の留保)

第二条の三 前条の規定により委任を受けた者は、同条の規定により委任された事務が次の各号のいずれかに該当するときは、教育長の指示を受けて事実を処理しなければならない。

一 特に重要であると認められるもの

二 異例に属するもの又は先例となるおそれがあるもの
 三 紛議論争があるもの又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあるもの
 2 教育長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、前条の規定により委任した事務について報告を徴し、若しくは指示をし、又は当該事務を自ら行うことができる。

第三条中「第三条第一項及び第三項」を「第三条第一項及び第四項」に、
 「第三十四条第一項、第三項及び第四項」を「第三十四条第一項及び第三項」
 に、「第四十条第一項」を「第四十条」に改め、第三条の表の第三条第一項の
 項中

本部	教育機関
行政財産及び第一種普通財産	教育財産

を

行政財産及び第一種普通財産	教育財産
---------------	------

に、

「知事」を「出納長」に改め、同表の第三条第三項の項中「第三条第三項」を
 「第三条第四項」に、「前二項」を「前三項」に、

行政財産又は普通財産	教育財産
本部	教育機関

を

行政財産又は普通財産	教育財産
------------	------

に

改め、同表の第五条第一項及び第五条第二項の項中「出納長」を「用度管財課
 長」に改め、同表の第十三条第一項の項中

財産管理事務取扱者	財産管理者
公有財産	教育財産

を

改め、同表の第十六条第二項の項中

公有財産	教育財産
------	------

に

庁舎等内居住許可申請書(別記様式第五号)	教育財産内居住許可申請書(別記様式第五号)
財産管理事務取扱者の副申請書を添えて、財産管理者	財産管理者

を

改め、同表の第十七条第一項の項中

財産用途変更等調書(別記様式第六号)	教育財産用途変更等調書(別記様式第六号)
知事	教育長

を

財産用途変更等調書(別記様式第六号)	教育財産用途変更等調書(別記様式第六号)
--------------------	----------------------

に

改め、同表の第十七条第二項の項を削り、同表の第十七条第三項の項中「第十
 七条第三項」を「第十七条第二項」に改め、同表の第十八条の項中

本部	教育財産
財産	教育機関

を

財産	教育財産
----	------

に

改め、同表の第十九条第一項の項中「行政財産使用許可申請書(別記様式第八
 号)」を「行政財産使用許可申請書・第二種普通財産借受申込書(別記様式第
 八号)」に改め、同表の第十九条第二項の項中

行政財産使用許可調書(別記様式第九号)	教育財産使用許可調書(別記様式第九号)
知事	教育長

を

行政財産使用許可・第二種普通財産貸付調書(別記様式第九号)	教育財産使用許可調書(別記様式第九号)
-------------------------------	---------------------

に

改め、同表の第二十条第一項の項中	財産管理事務取扱者	財産管理者
行政財産一時使用許可申請書(別記様式第十一号)	教育財産一時使用許可申請書(別記様式第十一号)	

を

改め、同表の第二十条第二項の項中	行政財産一時使用許可申請書(別記様式第十一号)	教育財産一時使用許可申請書(別記様式第十一号)
------------------	-------------------------	-------------------------

に

改め、同表の第二十条第二項の項中	財産管理事務取扱者	財産管理者
行政財産	教育財産	

を

行政財産	教育財産
------	------

に

改め、同表の第三十三条第二項の項中「出納長」を「用度管財課長」に改め、同表の第三十四条第三項の項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第二項」に、「出納長」を「用度管財課長」に改め、同表の第三十四条第四項の項中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に、

前各項	第一項及び前項
土地、建物及び地上権、地役権その他用益物権	土地及び建物

を

土地、建物及び地上権、地役権その他用益物権	土地及び建物
-----------------------	--------

に

改め、同表の第三十五条の項中	出納長及び当該財産の財産管理事務取扱者にそれぞれ	教育長に
----------------	--------------------------	------

を

改め、同表の第三十八条の項中	用度管財課長	用度管財課長及び教育長
----------------	--------	-------------

に

改め、同表の第三十八条の項中	財産管理事務取扱者	財産管理者
財産	教育財産	

を

改め、同表の第三十八条の項中	財産	教育財産
----------------	----	------

に、

改め、同表の第三十九条第一項の項中	財産管理者を経由して出納長	教育長
-------------------	---------------	-----

を

改め、同表の第三十九条第一項の項中	用度管財課長	用度管財課長及び教育長
-------------------	--------	-------------

に

改め、同表の第三十九条第二項の項中	財産異動通知書(別記様式第二十五号)	教育財産異動通知書(別記様式第二十五号)
出納長及び財産管理事務取扱者にそれぞれ	用度管財課長	教育長に

を

改め、同表の第三十九条第二項の項中	用度管財課長	用度管財課長及び教育長
-------------------	--------	-------------

に

財産異動通知書	教育財産異動通知書
土地、建物及び地上権、地役権その他用益物権	土地及び建物

を

土地、建物及び地上権、地役権その他用益物権	土地及び建物
-----------------------	--------

に

改め、同表の第四十条第一項の項中「第四十条第一項」を「第四十条」に、

財産管理事務取扱者	財産管理者
財産	教育財産
財産定期報告書(別記様式第二十六号)	教育財産定期報告書(別記様式第二十六号)
財産管理者	教育長

を

財産	教育財産
用度管財課長	用度管財課長及び教育長

に

改める。

第四条を削る。

第五条中「別表」を「別表第二」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

様式第六号の題中「財産用途変更等調書」を「教育財産用途変更等調書」とし、「関係図面ならびに」と「関係図面(位置図、平面図等)及び」と「相手方の財産管理者の意見書」を「教育財産所管換書」と改める。

様式第七号中「種目および数量等」と「種目及び数量等」と、「登記簿謄本(抄)本または登記済証」と「登記簿謄本(抄)本又は登記済証」と改める。

様式第八号中「氏名(名称)」を「氏名(名称) 電話」と改める。

「使用料」「使用料の減免を希望する場合は、その理由」と改める。

- (1) 使用計画 「(1) 使用計画
 - (2) 関係図面 「(2) 関係図面
 - (3) を
 - (4) 」
- 様式第九号中「地面」を「地目」と改める。

使用許可期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
--------	-----------------------

を

使用許可期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで
	平成 年 月 日まで	

を

様式「関係図面」中の「教育財産使用許可申請書および教育財産使用許可指令書または庁舎等内居住許可申請書および」と「教育財産使用許可申請書(居住のため教育財産を使用する場合にあつては、教育財産内居住許可申請書)及び」と改める。

様式第十号中「主務課 第 号 や (記号) 第 号」と改める。

育長」と「課等の長」と「地積または建物の構造」と「地積又は建物の構造」と、「5 使用料の納入時期および方法」と「5 使用料の納入時期及び方法」と、「(2) 許可なく」と「(2) 課等の長の許可なく」と、「または他に使用させてはならない」と「又は他人に使用させてはならない」と、「7 使用許可のとり消し」と「7 使用許可の取消し」と改める。

「8 損害賠償

第6項に定める事項に違反した場合において損害を生じたときは、
教育長の要求に応じ損害を賠償しなければならない。」

「8 損害賠償

第6項に定める事項に違反した場合において損害を生じたときは、
教育長の要求に応じ損害を賠償しなければならない。

9 決定に不服がある場合

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の
翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をするこ
とができる。

また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以
内に佐賀県（代表者は佐賀県教育委員会となる。）を被告としてこの
決定の取消しの訴えを提起することができる。」

改める。

様式第二十二号中「許可されました」や「許可する」及び「県の指示にしたが
い」や「県の指示に従い」及び「または無断で」や「又は無断で」及び「県のつ
ごうで」や「県の都合で」及び「故意または過失」や「故意又は過失」及び
改める。

様式第二十二号中

口座名	所属	主務課名	
-----	----	------	--

を

口座名	所管課名	
-----	------	--

を

改める。

様式第二十五号及び様式第二十六号を次のように改める。

様式第25号及び様式第26号 削除

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第1 (第2条の2関係)

教育財産事務執行区分表

項目	区 分	教 育 長	課 等 の 長
許 可 等	教育財産の目的外使用許可		教育財産の目的外使用許可に関すること
	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免に関すること(軽易なものを除く。)	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免に関すること(軽易なものに限る。)
所 管 換 等	教育財産の所管換		教育財産の所管換に関すること
	教育財産の用途変更及び廃止		教育財産の用途変更及び廃止に関すること
	教育財産を知事部局に供用させるとき		教育財産を知事部局に供用させることに関すること

注1 教育財産の目的外使用に係る使用料の減免の軽易なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 使用料を従前から減免しているもの
- (2) 公共団体が、公用又は公共用に供するため使用するもの
- (3) 公営ポスター掲示場の設置
- (4) 国及び市町村が設置した測量基準点
- (5) その他教育長が出納長と協議のうえ指定したもの

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

非常災害又は特別な事情による佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二 郎

◎佐賀県教育委員会規則第六号

非常災害又は特別な事情による佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則

(昭和五十一年佐賀県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
 第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
 第三条第一項中「第四号」を「第三号」に改め、「又は第三号」を削る。
 第四条第一項第二号を削り、同項第三号中「第二条第三号」を「第二条第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第二条第四号」を「第二条第三号」に改め、「(別記様式第三号)」の下に「その他の教育長が必要と認める書類」を加え、同号を同項第三号とする。
 様式第二号中

「	その他の収入	有・無	人)
「	生活保護	有・無	有の場合(種類:)	年 月 日から
「	その他の収入	有・無	人	(種類:)

に を

収める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

◎佐賀県教育委員会規則第七号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(事務長)」に改め、同条第一項中「置き、必要に応じ主査を置くことができる」を「置く」に改め、同条第三項及び第四項を削る。
第十二条の二を削る。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

◎佐賀県教育委員会規則第八号

佐賀県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年佐賀県教育

委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表の口の項中「養護助教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。
第十表を第十一表とし、第五表から第九表までを一表ずつ繰り下げ、第四表の次に次の一表を加える。

第五表(第6条関係)

勤務評定書(定期・条件・臨時)

【栄養教諭用】

評定日 平成 年 月 日

評定期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

整理番号		所属		氏名		性別		年齢		歳
------	--	----	--	----	--	----	--	----	--	---

【要素別評定】

評定要素	意欲・行動特性			能力			実績			
	意欲・積極性	責任感	連携・協力	職務遂行能力、知識・技能、判断力、理解力、表現力及び企画・立案力			目標の達成度			
				食に関する指導	栄養管理 衛生管理	校務分掌	食に関する指導	栄養管理 衛生管理	校務分掌	
補助評定										
評定										

注 補助評定は、評定を補助するものとして、教頭が記載する。

【総合評定】

評定要素	要素別評定点	評定平均点	総合点	総合評定
意欲・行動特性	①	$(①+②+③) \div 3$	評定平均点 $\times 20$	(総合点) (総合評定) 95点～100点： S 75点～ 94点： A 55点～ 74点： B 35点～ 54点： C 0点～ 34点： D
能力	②			
実績	③			

【所見・特記事項】

補助評定者	
評定者	

補助評定者 職・氏名		評定者 職・氏名	
---------------	--	-------------	--

【調整】

調整の内容	調整後の総合点	調整後の総合評定

調整者 職・氏名	
-------------	--

評 定 要 素

【栄養教諭用】

評 定 要 素		着 眼 点	
意 欲 ・ 行 動 特 性	意 欲 ・ 積 極 性	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育目標の実現に向け、自己の役割や職責を自覚し、自らの責任において目標を達成するよう努めているか。 児童生徒の食生活の改善に関する指導及び給食管理に意欲を持って取り組んでいるか。 自己の専門的知識・技能の向上を図るため、自ら研修に努め、実践に生かそうとしているか。 指示を待つことなく自律的・主体的に職務に取り組んでいるか。 	
	責 任 感	<ul style="list-style-type: none"> 教職員としての基本的な職責や義務を自覚して職務に取り組み、信頼を得よう努めているか。 指導計画に基づき、栄養や食に関する指導に取り組んでいるか。 職務に対する自覚と誇りを持ち、困難な課題に対しても安易に回避することなく、最後まで責任を持ってやり遂げようとしているか。 職務上の課題を自ら解決するため、研修に努め、実践に生かそうとしているか。 	
	連 携 ・ 協 力	<ul style="list-style-type: none"> 組織の一員として自覚を持ち、職務の円滑な遂行のため、管理職員や他の教職員との意思疎通を図り、連携・協力しているか。 食生活に関する相談に専門的立場から取り組み、担任教諭等と連携・協力しているか。 当面する教育課題の解決に向け他の教職員と連携して取り組んだり、必要に応じて保護者、地域住民及び関係者との連携に努めているか。 	
能 力	職 務 遂 行 能 力、 知 識 ・ 技 能、判 断 力、理 解 力、 表 現 力 及 び 企 画 ・ 立 案 力	食 に 関 する 指 導	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育、食生活指導及び食生活相談活動の意義を理解し、専門的な知識を生かした適切な指導を行うことができるか。 児童生徒の食生活の状況を把握・分析し、食に関する年間指導計画の策定に生かすことができるか。 専門的な知識や食に関する情報を活用し、望ましい食習慣について家庭等へ情報発信ができるか。 学級担任や教科担任と連携し、教科や特別活動等の指導内容に食に関する指導を関連づけた学習指導計画の立案や指導案の作成、教材研究等ができるか。 指導力の向上や指導方法の工夫改善を図るため、研修に努め、実践に生かすことができるか。 家庭や地域に対する効果的な働きかけ等の事業が計画的にできるか。
		栄 養 管 理 衛 生 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 栄養、食品、調理、配食、衛生等に関する専門的知識・技能を有しているか。 児童生徒の成長発達及び健康状況を把握し、栄養バランスのとれた献立案を作成することができるか。 給食の献立や給食の状況等について、保護者に対して適切に説明することができるか。 調理室等の環境整備や衛生管理について、手段や方法を工夫し、計画的に遂行することができるか。 衛生管理の用務について、管理職員や他の教職員に対する報告、連絡及び相談を適切に行うことができるか。
		校 務 分 掌	<ul style="list-style-type: none"> 分掌した校務の役割・意義を理解し、適切な企画・立案ができるか。 分掌した校務について、手段や方法を工夫し、計画的に遂行できるか。 分掌した校務について、管理職員や他の教職員に対する報告、連絡及び相談を適切に行うことができるか。 分掌した校務の課題解決のために研修に努め、実践に生かすことができるか。
実 績	目 標 の 達 成 度	食 に 関 する 指 導	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育、食生活指導及び食生活相談活動の意義を理解し、専門的な知識を生かした指導を行うことができたか。 児童生徒の食生活の状況を把握・分析し、食に関する年間指導計画に即して実施することができたか。 専門的な知識や食に関する情報を活用し、望ましい食習慣について家庭等へ情報発信ができたか。 学級担任や教科担任と連携し、教科や特別活動等の指導内容に食に関する指導を関連づけた学習指導計画の立案や指導案の作成、教材研究等ができたか。 家庭や地域に対する効果的な働きかけ等の事業が計画に添って実施できたか。
		栄 養 管 理 衛 生 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の成長発達及び健康状況を把握し、栄養バランスのとれた献立案を作成することができたか。 給食の献立や給食の状況等について、保護者に対して適切に説明できたか。 調理室などの環境整備や衛生管理について、手段や方法を工夫し、計画的に遂行できたか。 衛生管理の用務について、管理職員や他の教職員に対する報告、連絡及び相談を適切に行うことができたか。
		校 務 分 掌	<ul style="list-style-type: none"> 分掌した校務について効果を上げるため、継続して取り組むことができたか。 分掌した校務を手順よく、計画的・効率的に実施することができたか。 複雑な校務や緊急な事態にも正確で安定した対応ができたか。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

◎佐賀県教育委員会規則第九号

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表の口の項中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

第六表を第七表とし、第五表を第六表とし、第四表の次に次の一表を加える。

第五表(第6条関係)

勤務評定書(定期・条件・臨時)

【栄養教諭用】

評定日 平成 年 月 日

評定期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

整理番号		所属		氏名		性別		年齢		歳
------	--	----	--	----	--	----	--	----	--	---

【要素別評定】

評定要素	意欲・行動特性			能力			実績			
	意欲・積極性	責任感	連携・協力	職務遂行能力、知識・技能、判断力、理解力、表現力及び企画・立案力			目標の達成度			
				食に関する指導	栄養管理 衛生管理	校務分掌	食に関する指導	栄養管理 衛生管理	校務分掌	
補助評定										
評定										

注 補助評定は、評定を補助するものとして、教頭が記載する。

【総合評定】

評定要素	要素別評定点	評定平均点	総合点	総合評定
意欲・行動特性	①	$(①+②+③) \div 3$	評定平均点×20	(総合点) (総合評定) 95点～100点： S 75点～ 94点： A 55点～ 74点： B 35点～ 54点： C 0点～ 34点： D
能力	②			
実績	③			

【所見・特記事項】

補助評定者			
評定者			
補助評定者 職・氏名		評定者 職・氏名	
	印		印

【調整】

調整の内容	調整後の総合点	調整後の総合評定
調整者 職・氏名		
	印	

評 定 要 素

【栄養教諭用】

評 定 要 素		着 眼 点	
意欲・行動特性	意欲・積極性	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育目標の実現に向け、自己の役割や職責を自覚し、自らの責任において目標を達成するよう努めているか。 児童生徒の食生活の改善に関する指導及び給食管理に意欲を持って取り組んでいるか。 自己の専門的知識・技能の向上を図るため、自ら研修に努め、実践に生かそうとしているか。 指示を待つことなく自律的・主体的に職務に取り組んでいるか。 	
	責任感	<ul style="list-style-type: none"> 教職員としての基本的な職責や義務を自覚して職務に取り組み、信頼を得るよう努めているか。 指導計画に基づき、栄養や食に関する指導に取り組んでいるか。 職務に対する自覚と誇りを持ち、困難な課題に対しても安易に回避することなく、最後まで責任を持ってやり遂げようとしているか。 職務上の課題を自ら解決するため、研修に努め、実践に生かそうとしているか。 	
	連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> 組織の一員として自覚を持ち、職務の円滑な遂行のため、管理職員や他の教職員との意思疎通を図り、連携・協力しているか。 食生活に関する相談に専門的立場から取り組み、担任教諭等と連携・協力しているか。 当面する教育課題の解決に向け他の教職員と連携して取り組んだり、必要に応じて保護者、地域住民及び関係者との連携に努めているか。 	
能 力	職務遂行能力、知識・技能、判断力、理解力、表現力及び企画・立案力	食に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育、食生活指導及び食生活相談活動の意義を理解し、専門的な知識を生かした適切な指導を行うことができるか。 児童生徒の食生活の状況を把握・分析し、食に関する年間指導計画の策定に生かすことができるか。 専門的な知識や食に関する情報を活用し、望ましい食習慣について家庭等へ情報発信ができるか。 学級担任や教科担任と連携し、教科や特別活動等の指導内容に食に関する指導を関連づけた学習指導計画の立案や指導案の作成、教材研究等ができるか。 指導力の向上や指導方法の工夫改善を図るため、研修に努め、実践に生かすことができるか。 家庭や地域に対する効果的な働きかけ等の事業が計画的にできるか。
		栄養管理 衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 栄養、食品、調理、配食、衛生等に関する専門的知識・技能を有しているか。 児童生徒の成長発達及び健康状況を把握し、栄養バランスのとれた献立案を作成することができるか。 給食の献立や給食の状況等について、保護者に対して適切に説明することができるか。 調理室等の環境整備や衛生管理について、手段や方法を工夫し、計画的に遂行することができるか。 衛生管理の用務について、管理職員や他の教職員に対する報告、連絡及び相談を適切に行うことができるか。
		校務分掌	<ul style="list-style-type: none"> 分掌した校務の役割・意義を理解し、適切な企画・立案ができるか。 分掌した校務について、手段や方法を工夫し、計画的に遂行できるか。 分掌した校務について、管理職員や他の教職員に対する報告、連絡及び相談を適切に行うことができるか。 分掌した校務の課題解決のために研修に努め、実践に生かすことができるか。
実 績	目標の達成度	食に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育、食生活指導及び食生活相談活動の意義を理解し、専門的な知識を生かした指導を行うことができたか。 児童生徒の食生活の状況を把握・分析し、食に関する年間指導計画に即して実施することができたか。 専門的な知識や食に関する情報を活用し、望ましい食習慣について家庭等へ情報発信ができたか。 学級担任や教科担任と連携し、教科や特別活動等の指導内容に食に関する指導を関連づけた学習指導計画の立案や指導案の作成、教材研究等ができたか。 家庭や地域に対する効果的な働きかけ等の事業が計画に添って実施できたか。
		栄養管理 衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の成長発達及び健康状況を把握し、栄養バランスのとれた献立案を作成することができたか。 給食の献立や給食の状況等について、保護者に対して適切に説明できたか。 調理室などの環境整備や衛生管理について、手段や方法を工夫し、計画的に遂行できたか。 衛生管理の用務について、管理職員や他の教職員に対する報告、連絡及び相談を適切に行うことができたか。
		校務分掌	<ul style="list-style-type: none"> 分掌した校務について効果を上げるため、継続して取り組むことができたか。 分掌した校務を手順よく、計画的・効率的に実施することができたか。 複雑な校務や緊急な事態にも正確で安定した対応ができたか。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

◎佐賀県教育委員会規則第十号

佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

則

佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則（昭和三十五年佐賀県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

上 欄（職員）	下 欄（職）
事務職員	事務長、主査、副主査
技術職員	主任学校栄養職員、学校栄養職員
事務員	主任用務員、副主任用務員、用務員、主任介助員、副主任介助員、介助員
技術員	主任調理員、副主任調理員、調理員、主任農場員、副主任農場員、農場員

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

◎佐賀県教育委員会規則第十一号

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則（昭和四十六年佐賀県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

上 欄（職員）	下 欄（職）
事務職員	事務長、主査、副主査
技術職員	主任学校栄養職員、学校栄養職員

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

◎佐賀県教育委員会規則第十二号

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の企画課の分掌事務中ヲを削り、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、同条の利用サービス課の分掌事務中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、

ハを二とし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 図書館資料の相互貸借に関すること。

第十六条の表の閲覧室の項中「(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。))及び十二月二十九日は、十七時まで)」を削り、同表の新聞閲覧室の項中「(日曜日、休日及び十二月二十九日は、十七時まで)」を削る。

第十七条第一項第二号中「火曜日」を「毎月の最後の水曜日」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十三号

佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則の一部を改正する規則

佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則(平成七年佐賀県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「佐賀県教育庁社会教育課」を「佐賀県立生涯学習センター設置条例(平成六年佐賀県条例第三十二号)第三条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))」に改める。

第三条第三号中「認定」の下に「講習」を加える。

第六条中「第十一条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第七条から第十条までを削る。

第十一条第二項中「(様式第二号)」を「(様式)」に改め、同条を第七条とする。

第十二条を第八条とする。

様式第一号を削る。

様式第二号中「~~二~~」を「~~七~~」に改め、同様式を様式とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県立宇宙科学館条例施行規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十四号

佐賀県立宇宙科学館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立宇宙科学館条例(平成十年佐賀県条例第二十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(申請の方法)

第二条 条例第三条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを佐賀県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他教育委員会が必要と認める書類(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県立宇宙科学館(以下「科学館」という。)の設置目的の確実な実

施が見込まれること。

- 二 科学館の施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、科学館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休館日)

第四条 条例第三条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち科学館の休館日は、十二月二十九日から十二月三十一日までの日を除き、一週間につき一日を限度とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたとときは、臨時に休館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休館するときは、教育委員会に協議しなければならない。

(開館時間)

第五条 管理の基準のうち科学館の開館時間は、一日につき八時間以上とする。

(使用の制限)

第六条 管理の基準のうち指定管理者が科学館の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 科学館の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
- 二 科学館内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 科学館の施設又は設備をき損するおそれがある場合
- 四 めいてい等により他人に迷惑をかけるおそれがある場合
- 五 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が科学館の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 使用許可申請書の内容に偽りがあつた場合

二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

- 三 その他指定管理者の指示に従わない場合
- 3 指定管理者は、第一項第五号の規定により科学館の施設の使用の制限をしようとするときは、教育委員会に協議しなければならない。

(利用料金の承認申請)

第七条 指定管理者は、条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第八条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 科学館の管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
(佐賀県立宇宙科学館の管理に関する規則の廃止)

2 佐賀県立宇宙科学館の管理に関する規則(平成十一年佐賀県教育委員会規則第三号)は、廃止する。

様式（第7条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会 様

指定管理者 所在地

名 称

代表者

印

佐賀県立宇宙科学館条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 宇宙科学館の維持管理に必要な費用
- 3 利用料金の設定対象別の利用予定者数又は利用予定回数

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷